

3 教員用研修プログラムの概要

教員用研修プログラムは、「いじめの定義と構造の理解」、「いじめを早期発見するために」、「いじめへの組織的な対応のあり方」、「いじめの未然防止」について掲載しています。校内研修や学年団、校務分掌での打ち合わせや振り返りなどで活用してください。

プログラムの項目・ねらい・内容	
<p>いじめ防止等の対策を推進していくためのポイント</p> <p>【子どもを守り通す姿勢を崩さない】</p> <p>【一人で抱え込まず、チームで取り組む】</p> <p>【軽微ないじめも見逃さない】</p>	
(1) いじめの定義と構造の理解	<p>いじめの定義</p> <p>いじめ防止対策推進法に示されているいじめの定義について理解する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○広範ないじめの定義 ○いじめの定義に関する例示
	<p>いじめの認知</p> <p>ささいなことでもいじめととらえることで、早期発見・早期対応が可能になることを理解する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○積極的な認知をしていく ○いじめはどの学校でもどの子どもにも起こり得る
	<p>いじめの構造</p> <p>いじめの構造やいじめをなくすために仲裁者をつくることを理解する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○いじめの構造
	<p>いじめを組織で対応</p> <p>一人で問題を抱え込まず、組織でのいじめに対する措置が重要であることを知る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止基本方針 ○学校におけるいじめの防止等のための組織（学校いじめ対策組織） ○いじめを発見したときの対応
(2) いじめを早期に発見するために	<p>いじめの早期発見の基本</p> <p>いじめに気付く視点例を踏まえながら、子どものささいな変化に気づくことや情報共有のポイントについて知る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子どものささいな変化に気付く ○いじめの情報共有
	<p>子どもや学級の様子を知る</p> <p>いじめの早期発見につながる子どもや学級の様子を知るためのポイントを理解する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○積極的な子ども理解

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">(3) いじめへの組織的な対応のあり方</p>	<p style="background-color: #f4a460; padding: 5px;">学校いじめ対策組織（学校におけるいじめの防止等のための組織）</p> <p style="color: red;">学校いじめ対策組織の位置づけや組織で対応する流れについて理解する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織の役割 ○学校いじめ対策組織の構成員 ○いじめ発見からいじめ対策組織への流れ
	<p style="background-color: #f4a460; padding: 5px;">いじめ対応のポイント</p> <p style="color: red;">いじめが起きたときの対応のポイントや注意点について理解する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○いじめ発見時の緊急対応 ○いじめられた子どもやいじめた子ども等への対応
	<p style="background-color: #f4a460; padding: 5px;">重大事態への対処</p> <p style="color: red;">いじめ重大事態について理解し、重大事態時に組織全体で取り組むことができるようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○いじめの重大事態について
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">(4) いじめの未然防止</p>	<p style="background-color: #f4a460; padding: 5px;">魅力のある学級・学校づくり</p> <p style="color: red;">いじめの未然防止につながる授業づくりや集団づくりのポイントについて理解する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自己指導能力の育成と生徒指導の三機能 ○いじめ防止につながる居場所づくりや絆づくり ○子どもが主体となった取組の推進 ○人権尊重の視点に立った学級づくり ○子どもへの声かけのポイント
	<p style="background-color: #f4a460; padding: 5px;">いじめ防止等に向けた組織力を高めるために</p> <p style="color: red;">学校の組織力を向上させるために、教職員の研修の充実や家庭や地域、関係機関との連携の必要性について理解する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○いじめに関する研修の実施 ○PDCAサイクルによる「学校いじめ防止基本方針」のチェックと改善 ○子どもによるいじめをなくす主体的な取組 ○学校、家庭、地域の連携 ○関係機関の連携 ○いじめ防止等の取組を年間計画に位置付けて実施
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">(5) いじめ事例を通じた対応</p>	<p>ねらい・事例研修の進め方・組織的な対応を行うための改善のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> 事例1 子どもの特性に配慮し、関係機関と連携をした事例 事例2 子どもの和解に至るまで時間を要した事例 事例3 文部科学省の「いじめ対策に係る事例集」を活用した事例 (明らかに法のいじめに該当するので、いじめとして扱うべきもの等の具体例)

いじめ防止等の対策を推進していくためのポイント

高知県いじめ防止基本方針の冒頭に、「いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。」と記されており、いじめは絶対に許されない行為であるという認識のもと、学校はその防止策を推進していかなければなりません。

いじめ防止等の対策の推進にあたっては、以下のポイントを念頭において取り組んでいくことが大切です。

子どもを守り通す姿勢を崩さない

いじめ問題を解決するにあたり、一番大事なことは、被害の子どもを守り通すことです。子どもの訴えを確実に受け止め、相談した子どもが安心して学校生活を送ることができるようにするため、いつでも相談できる体制を整えるとともに、子どもが大人を信頼して相談できるよう普段の関わりを通して信頼関係を築いていくことが大切です。

一人で抱え込まず、チームで取り組む

- ◆いじめが重篤化せず、軽微な段階で解決するためには、いじめを発見した教職員が一人で抱え込まず、組織で情報を共有し、適切な役割分担により対応します。
- ◆すべての学校に「学校いじめ対策組織」を設置し、その役割を明確にし、かつ教職員全体に周知し、あらゆるいじめに対して教職員が一人で抱え込まない体制づくりを図ります。
- ◆いじめ問題に組織的に対応する際、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど外部専門家とも適切に連携し、また地域住民からの協力や、保護者からの理解・協力も得ながら、いじめの解決策についてチームで検討・対応します。
- ◆本プログラムを校内研修等で活用し、内容について全教職員で共通理解を図り、いじめ問題に対してチームで取り組むことができるようにします。

軽微ないじめも見逃さない

- ◆「行為を受けた子どもが心身の苦痛を感じている場合は、いじめに該当する」といういじめの定義に基づき、確実にいじめを認知することが大切です。
- ◆「この程度は大丈夫」などいじめの定義を限定的に解釈せず、いじめの定義を正しく理解するとともに、いじめの件数が多いことは問題であるという誤った認識にとらわれず、大人がアンテナを高くし、軽微ないじめも見逃さないようにします。

(1) いじめの定義と構造の理解

いじめの定義

いじめの定義 いじめ防止対策推進法 第2条

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう

~~力の差~~
~~継続的~~
~~意図的~~

広範ないじめ概念

広範ないじめの概念

法律上のいじめ

社会通念上のいじめ
・「力の差」(強いものが弱いものに対して)
・「継続的」
・「意図的」

誰もが重篤な事態と認識するであろう深刻な事案

このギャップをしっかりと認識することが大切

身の苦痛であると受け取った場合、これも法の定義である「いじめ」に該当します。その場合、「いじめ」という言葉を使わないで指導する柔軟な対応もできます。これは、大人の社会で言うハラスメントと同様で、悪意でない言葉であっても、相手が不快や苦痛と感じれば、それはハラスメントに当たります。したがって、同じ言葉でも人によって受け止め方が違うということを気付かせる必要があります。

○ 広範ないじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条でいじめの定義が示されています。他の子どもがいじめを意図した、していないに関わらず、被害を受けた子どもが苦痛を感じていればいじめとなります。以前に比べ、より広範ないじめの概念になっています。

平成17年度以前の定義では、「力の差」「継続的」「意図的」といった要素が含まれていましたが、現在のいじめ防止対策推進法の定義では、より広範囲な内容でいじめととらえることになりました。

○ いじめの定義に関する例示

けんかやふざけ合いであっても、子どもの被害性に着目し、いじめか否かを判断するとしています。

また、インターネット上のいじめなどで当該の子どもがそのことを知らず、心身の苦痛を感じていない場合でも、加害の子どもに対しては、法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要です（いじめの定義を限定的に解釈しないように注意）。

さらに、子どもの好意が、相手側の子どもにとって心

いじめの認知

○ 積極的な認知をしていく

法律上のいじめは軽微なものなど広く含まれますが、重篤になったいじめのケースには、元々ささいなことがきっかけの場合もあります。したがって、軽微であっても「いじめ」として対応をすることで、行為を受けた子どもの心身の苦痛を取り除き、その子どもの尊厳を守ることに繋がります。

Aさんは同じクラスのBさんにいきなり頭をたたかれた。Aさんは担任に「Bさんに頭をたたかれた」と訴えてきた。担任は、Bさんに事実確認したところ、Aさんをたたいたことを認めため、厳しく注意した。

AさんがBさんにたたかれたのは、後にも先にもこの日だけである。

例えば、左記のような事案であっても、いじめの可能性を否定せず、学校で設置しているいじめの対策組織などで情報を共有し、いじめか否かを判断していきます。

そして、子どもが苦痛を感じていれば、それを取り除く取組や対応を行い、子どもが安心して学校生活を送れるようにしていくことが重要です。

○ いじめはどの学校でもどの子どもにも起こり得る

これは、国立教育政策研究所が、小中学生へ6年間のいじめの追跡調査を行った結果をまとめたものです。「仲間はずれ、無視、陰口」をされた経験、また、した経験は双方9割に上ります。いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こり得るということを意識しておくことが大切です。

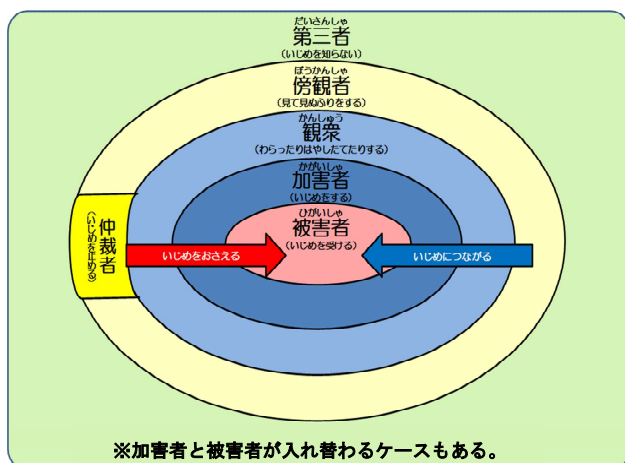
小中学生への6年間のいじめの追跡調査
「仲間はずれ、無視、陰口」
された経験がある・・・9割
した経験がある・・・9割
国立教育政策研究所生徒指導発達指導センター いじめ追跡調査2013-2015

いじめはどの学校でも
どの子どもにも起こり得る

「今すぐ！ 家庭でできるいじめ対策ハンドブック」
公益社団法人 日本PTA全国協議会 より

いじめの構造

○ いじめの構造



いじめの構造 森田洋司氏 監修

集団には、いじめを受ける者、いじめる者、それを面白がっている観衆、見て見ぬふりをする傍観者がいます。

いじめは、いじめる者といじめられる者だけの問題ではなく、集団の問題です。集団であるがゆえに、いじめの問題をわかりにくくし、いじめを継続させる力が働いていきます。いじめをなくしていくためには、観衆や傍観者からいかにいじめを止める仲裁者をつくるかということが大切になってきます。

併せて、子どもが安心して過ごせるための取組を、いじめに直接関与していない第三者も含めたすべての子どもを対象に日頃から行うことが重要です。

いじめを組織で対応

○ 学校いじめ防止基本方針（自校の内容について確認ください）

学校いじめ防止基本方針

【いじめ防止対策推進法 第13条】

◆学校は「いじめ防止基本方針」または「地方いじめ防止基本方針」を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

【学校いじめ防止基本方針を定める意義】

◆学校いじめ防止基本方針（以下「基本方針」）に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。

◆いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、子ども及びその保護者に対し、子どもが学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。

◆加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめ加害者への支援につながる。

【内容】

◆いじめ防止に関する基本的な考え方、いじめ防止のための組織、いじめ防止年間計画、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめの事案への対処の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、教員の資質向上に資する校内研修の充実等いじめの防止等全体に係る内容であること。

【実効性の高い取組へ】

◆基本方針が、当該学校の実情に即して適切に機能しているかを学校いじめ対策組織を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを、基本方針に盛り込む。

◆いじめについての情報は、速やかに「学校いじめ対策組織」に報告し、組織的対応につなげる。

【策定の留意点】

◆保護者、地域住民、関係機関等の参画を得た学校基本方針にすること。

◆子どもの主体的かつ積極的な参加により子どもの意見が反映された学校いじめ防止基本方針にすること。

学校は、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップのもと、一致協力体制を確立し、学校の設置者とも適切に連携したうえで、学校の実情に応

じたいじめの防止等のための対策を推進することが必要です。

○ 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（学校いじめ対策組織）

学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

【いじめ防止対策推進法 第22条】

◆学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

【組織の役割】

◆学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割（未然防止）

いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

（早期発見・事案対処）

・いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

・情報の収集と記録、共有を行う役割

・迅速な情報共有、事実関係の把握と、いじめであるか否かの判断を行う役割

・支援・指導等の対応方針の決定、保護者との連携等、組織的対応の中核としての役割

（学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組）

・取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割

・校内研修を企画し、計画的に実施する役割

・基本方針が機能しているかの点検や、見直しを行う役割（PDCAサイクル）

【構成員】

◆組織的対応の中核として機能するような体制を確立

複数の教職員、管理職、主幹教諭、生徒指導担当教員、人権教育主任、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動指導に関わる教職員、学校医等

◆スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・弁護士・医師・警察官経験者等、実効性のある人選。
心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者

◆これに加え、個々のいじめの防止、早期発見、対処に当たって深い教職員を追加

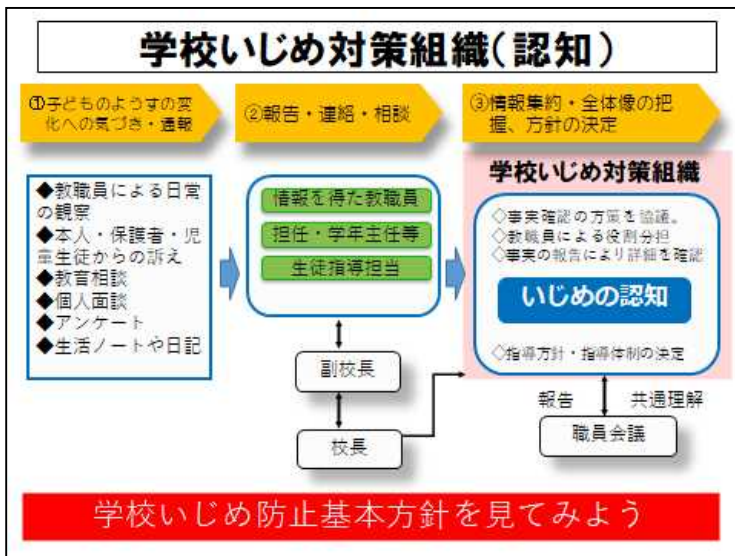
【運営上の留意点】

◆いじめの未然防止、早期発見の実効化とともに、教職員同士の日常的なつながり・同僚性を向上させるため、児童生徒に最も接する機会が多い学級担任や教科担任等が参画するなど、全ての教職員がいじめ対策の企画立案、事案対処などを経験できるようにする。

◆外部専門家の助言を得るような構成員全体の会議と日常的な関係者会議に役割分担するなど工夫する。

◆重大事態の調査については、学校が調査する場合にこの組織を母体として、事案の性質により適切な専門家を加えるなどの対応も考えられる。

○ いじめを発見したときの対応



左図は、いじめを組織で集約するための対応例です。いじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要です。

教職員がトラブルなど気になる様子に気付いた場合、どのような手順や方法で、対策組織に報告するのかを共通理解できるようにしておきましょう。

また、この対策組織の会を定期的に行い、いじめやいじめの疑いのある事案について情報を共有したり、各事案への対応を協議したりすることも必要です。

(2) いじめを早期に発見するために

いじめの早期発見の基本

○ 子どものささいな変化に気付く

いじめを早期発見するには、子どものささいな変化に気付くことと、気付いた情報を確実に組織で共有する、この2点がポイントとなります。

子どもの変化に全く気付かない、子どもの変化に気付いてもそのまま見過ごす、子どもから相談を受けたにもかかわらず、対応を先延ばしにするといった対応は、事態を深刻化させるおそれがあり、深刻な状態になってから対応をすることになると、收拾がつかず、解決するまでに膨大な時間を要することになります。

また、重大事案に至ったいじめには、教員が子どもの変化に何も気付かなかったケース、変化に気付いてもいじめと捉えなかった、この程度なら大丈夫、自分で解決できるだろう、いじめは子ども同士で解決できるだろうと思込んでしまっているケース等、得た情報を問題ではないと勝手に判断し、放置したことが、子どもの心身を深く傷つけたり、子どもが不登校になったり、学校に復帰できなくなったりといった深刻なケースに至っていることが高知県内でも起こっています。

いじめの深刻化を防ぐためには、早期に認知することが重要であり、そうすることで、早期に対応することができるようになります。

○ いじめの情報共有

いじめに気付く視点 例

学級担任・副担任

- 欠席や遅刻が多くなる
- 表情が暗い、元気がない
- 友だちにいじられても愛想笑いを
する
- 成績が下がる
- 生活ノートやクラス日記の内容や落書き
- クラスの役割を請け負うことが多い
など

教科担当・部活動担当

- 部活動を休むことが多い
- 準備や片付けが同じ子どもに
偏っている
- 忘れ物が多い
- 道具を紛失する
など

その他

- 保健室を頻繁に訪れる
- 大人からの訴え
- 他の子どもからの訴え
- 学校生活アンケート
- 休み時間にいつも1人で過ごしている
など

「いじめ総合対策【第2次】下巻[実践プログラム編]」（平成29年2月東京都教育委員会）P82」を一部変更して作成

上記はいじめに気付く視点（例）です。子どもの気になる変化や行動が見受けられたら（遊びやふざけあいに見えるものも含む）、その情報を教員間で共有することが重要です。

情報共有するための仕組みを構築し、共有の方法が全教員に周知されていなければなりません。報告する際は、いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのようにと簡潔に、かつ必要な情報が抜からないようにすることが大切です。付箋やメモ用紙に書いて集約担当の教員に渡す方法でも構いません。集約担当の教員が毎日その情報をまとめ、必要に応じて関係教員を集め、対応についての検討をするようにします。

子どもや学級の様子を知る

○ 積極的な子ども理解

いじめの早期発見のため、子どもや学級の様子を知り、積極的に子ども理解に努めなければなりません。

保護者が、子どものことで気になった様子があれば、相談してもらえようようにすることや、相談しやすい体制を整えることが必要です。地域の方とも連携を密にし、通学時の様子等、話してもらえ体制づくりも有効

です。

目に見えにくいいじめや、暴力を伴わないいじめは、大人が発見することが非常に難しいです。このようないじめを認知するためには、子どもの方から気軽に相談できる体制をつくることが求められます。

いじめの被害に遭っている子どもが自ら大人に相談することは勇気がいることです。なかには、第三者に自分のつらい思いを話すことを苦痛・屈辱と考える子どももいます。

子どもが相談してくれたことに対し、あしらったり、相談を後回しにしたりすると、子どもからすると「裏切られた、思いを踏みにじられた」と思うようになり、学校・教員への不満や不信につながります。結果的に二度と悩みを相談してくれなくなることも考えられます。

学校生活アンケートや教育相談は、大人たちが子どもの声に耳を傾け、子どもが抱えている悩みに真剣に受け止める気持ちがあることを伝える機会や場になるため、それが結果的にいじめの早期発見だけでなく、加害の子どもに対する抑止にもつながります。

多くの子どもがいじめの被害者にも加害者にもなり得ます。アンテナを高くし、きめ細かな観察を行うことで、子どもたちのささいな変化に気付き、早期発見、早期対応、早期解決につながります。

いじめを積極的に認知していくことが、子どもを見守ることにつながり、すべての子どもが安心安全に学校生活を送れる第一歩となります。

アンケートや教育相談は「早期発見」のため？

- 「早期発見」につなげることは可能
- それだけで「早期発見」は無理
- 正直に答えるとは限らない
- アンケート実施後に被害があると把握できない

大人たちが子どもの声に耳を傾け、真剣に受け止める気持ちがあることを伝える機会や場

結果的に「早期発見」、加害者への抑止

《主な発見方法》

- ◆授業中・休み時間・部活動中・登下校時の日常観察
- ◆本人・保護者・友人・地域・相談機関等からの連絡や相談
- ◆個人面談やスクールカウンセラーによる面接
- ◆定期的な学校生活アンケートへの記述
- ◆遅刻・欠席の状況
- ◆保護者との対話や家庭訪問時の様子 など

学校生活アンケートについて（公立学校）

「学校生活アンケート（いじめについてのアンケート）」を実施することにより、子どものいじめの現状や心の状態を定期的に把握し、早期発見・初期対応・早期解消に有効です。アンケートの実施後、その結果をもとに個人面談（二者面談等）を行うことは子どもの悩みに気付いたり、ボイスシャワーで信頼関係を築いたりすることに役立ててください。また、調査結果をいじめ等に係る取組や教育活動の成果の検証に生かし、いじめ等を生じさせない未然防止の取組の実践につなげてください。

（留意点）

- ・学校生活アンケートは12月までに2回以上の実施をお願いします。
- ・アンケートは、子どもの実態に合わせて加工したり、発達段階に合わせてアンケートを選択したりするなど、学校の実情に合わせてください。（追加・加工した場合でも、子どもが抵抗なく答えることができるよう、アンケートの名称等に「いじめ」という言葉を使わないよう配慮をお願いします）
- ・「中学生用」「高校生用」のアンケートは、部活動についても調査ができる設問にしていますので、部活動におけるいじめの実態把握にも活用してください。

※公立学校以外の学校で、学校生活アンケートを要望される場合は、人権教育課までお問い合わせください。

(3) いじめへの組織的な対応のあり方

学校いじめ対策組織（学校におけるいじめ防止等のための組織）

※第2章 教職員研修プログラム 「いじめの定義と構造の理解」にて「学校いじめ防止基本方針」及び「学校いじめ対策組織」についての詳細を記載

○ 学校いじめ対策組織の役割

学校いじめ対策組織を学校に位置付けることは、いじめ防止対策推進法においても示されています。組織で対応するという事は、いじめに対する学校姿勢であることもいえます。そして、こうした動きそのものが、いじめの未然防止につながります。

○ 学校いじめ対策組織の構成員

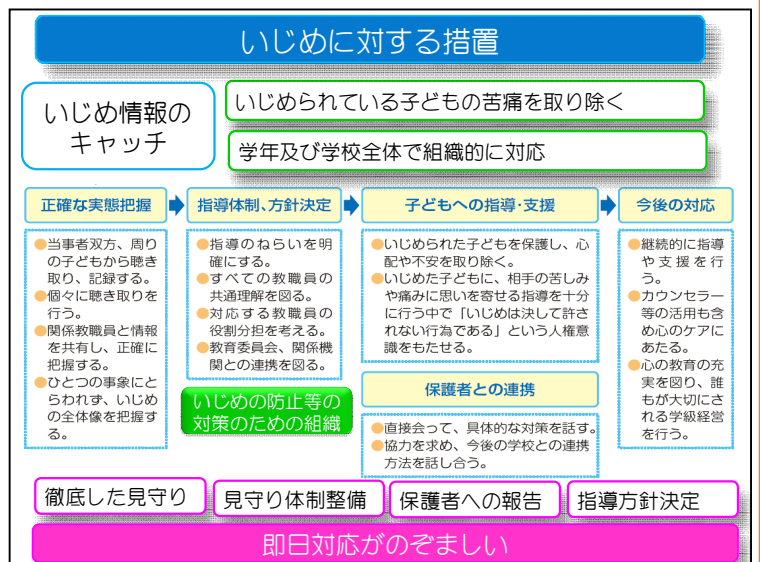
学校いじめ対策組織の構成員は、管理職、主幹教諭、生徒指導担当教員、人権教育主任、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動の顧問等、組織的対応の中核として機能するような体制にすることが重要です。心理、福祉等に関する専門的な知識を有するSCやSSW等も加わることで、子どもへの対応や支援の方針が立てやすくなります。

○ いじめ発見からいじめ対策組織への流れ

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切です。一番の最優先事項は、いじめられている子どもの苦痛を取り除くことです。

解決に向けて学級担任が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要です。

いじめられた子どもを徹底して守ること、見守る体制を整備すること、いじめられた子どもの保護者との事実関係の報告、指導方針今後の対応等の協議までは、即日対応が望ましいと考えます。



いじめ対応のポイント

○ いじめ発見時の緊急対応

いじめ発見時の緊急対応

- ① いじめられた子ども・いじめを知らせた子どもを守り通す
- ② 事実確認と情報の共有

把握すべき情報例

- ◆誰が誰をいじているのか？ ……………【加害者と被害者の確認】
- ◆いつ、どこで起こったのか？ ……………【時間と場所の確認】
- ◆どんな内容のいじめか？どんな被害をうけたのか？ ……………【内容】
- ◆いじめのきっかけは何か？ ……………【背景と要因】
- ◆いつ頃から、どのくらい続いているのか？ ……………【期間】

いじめ発見時の緊急対応として、いじめられていると相談に来た子どもや、いじめの情報を伝えに来た子どもから話を聞く場合は、他の子どもたちの目に触れないよう、時間、場所等の配慮を行います。また、事実確認は、いじめられている子どもといじめている子どもを別の場所で行うことが必要です。

短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行います。保護者に対しても複数の教職員で対応し、事実に基づいて丁寧に行います。

○ いじめられた子どもやいじめた子ども等への対応

①いじめられた子どもに対して

- ・ つらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・ いじめは許さないという姿勢をはっきり示し、「あなたは悪くない」ことを伝える。
- ・ 勇気をもって話してくれたことを賞賛し、「あなたを守る」ことを伝える。

いじめられた子どもに対しては、子どもが安心して話ができるようにすることが大切です。また、「それはいじめではない」等、信頼関係が崩れてしまうような言葉がけがないように留意してください。

②いじめられた子どもの保護者に対して

- ・ 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、いじめの事実を伝える。
- ・ 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議し、家庭と連携しながら解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・ 家庭で子どもの変化に注意してもらい、ささいなことでも相談するよう伝える。

保護者が、学校にいじめを訴えてきたときは、聞く立場に徹し、思いを十分に受け止めることが大切です。また、いじめの長期化、複雑化を防ぐためには、初期対応が極めて重要であり、いじめられた子どもとその保護者の心情をしっかりと受け止め、苦しい気持ちに配慮し、意向に添って対応することが重要です。

③いじめた子どもに対して

- ・ いじめてしまった気持ちや状況などについて十分に聞き、子どもの背景にも目を向け指導する。
- ・ 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いかなる理由や事情があっても、いじめは人として決して許されない行為であることを理解させるとともに、いじめられる側の気持ちを認識させる。

【指導のポイント】

- ・ いじめる子どもの抱えている問題、劣等感、不安感を受け止め、根気強く継続した指導、支援を行う。
- ・ 謝らせるなどの行動のみの指導で終わらない。謝罪するのは、上記の指導・支援が完了してからと考えるべきである。

いじめた子どもにもいじめをしてしまった背景があります。なぜいじめたのか理由を十分に聞き、子どもの背景にも目を向けて指導を行ってください。

また、いじめた子どもを安易に謝らせることで終わることのないようにしてください。いじめられた子どもの気持ちを理解させ、自分の行いを振り返らせてください。いじめた子どもにも抱えている問題があるので、指導とともに継続して見守りをするようにしてください。

④いじめた子どもの保護者に対して

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・子どもの変容を図るために、今後のいじめられた子どもの関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

【平素の連携がなかったために・・・】

- ・「いじめられる理由があるんじゃないか。うちの子もだけが悪いのではない。」
- ・「学校がきちんと指導していれば・・・」

正確な事実関係を説明するとともにいじめられた子どもの気持ちを伝えて、同じことがないように学校としての方針を伝えてください。

また、子どもがきちんと反省していることを評価するとともに、同じことが起こらないように見守っていくことを伝えてください。

スムーズな解決のためにも、普段から保護者とのつながりをもつことや協力を求めることも大切です。

⑤周りの子どもに対して

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの観衆や傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為は、いじめを肯定しているのと同等のことであることを理解させる。
- ・いじめを訴えることやいじめの情報を伝えてくれることは、正義にもとづいた勇気ある行動であることを指導する。

いじめは集団心理が働いて、止めようと思っても行動に移せず、結果としていじめが止められないことがあります。しかし、いじめは当事者だけでなく、学級全体の問題であることを理解させ、いじめをしない、させないという姿勢を示していくことが大切です。

また、日頃から学級の子どもの安全が安心して過ごせる取組を行っていきましょう。

⑥継続した指導

- ・教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- ・いじめられた子どものよさを見つけ、ほめたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- ・いじめられた子ども、いじめた子どもの双方に、カウンセラーや関係機関の活用を含めて、心のケアや支援にあたる。
- ・いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

いじめの解消は、いじめの行為が止んでいること、被害に遭った子どもが心身の苦痛を感じていないことの二つがあって成り立ちます。

「仲直りした」「謝罪した」「楽しそうに話をしていた」と表面的な判断によりいじめが解消したとして、被害の子どもへの対応を安易に終えてしまうことのないよう、少なくとも3ヶ月は見守り、いじめはなくなっているか、子どもに心身の苦痛がないかを確認してください。また、解消したかは教職員個人が行うのではなく、「学校いじめ対策組織」が子どもの状況を総合して検討したうえで判断してください。

○ いじめの重大事態について

学校の組織的対応にもかかわらず、重大事態に至ってしまうことも起こり得ます。重大事態が発生した場合には、教職員が一丸となって、事実を明らかにしようとする意識を共有するとともに、問題解決のために全力を尽くして対処に当たることが必要です。

《重大事態》（いじめ防止対策推進法第28条第1項）

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害※1が生じた疑いがあると認めるとき。

- ※1
- 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間※2学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※2 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする

※県立学校においては、いじめによる欠席が通算7日間を経過した場合は、重大事態と捉えて報告し、調査にあたる。

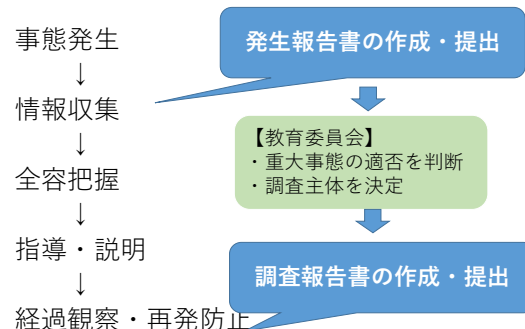
《重大事態における留意点》

- ・ 重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する必要がある。
- ・ 児童生徒や保護者から「いじめによって重大事態（上記）に至った」と申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。
- ・ 少しでもいじめが疑われる状況があって不登校に至った場合は、他の要因が考えられるとしても重大事態の発生ととらえることが必要である。
- ・ 法による「重大事態」が発生したときは、地方公共団体の長（私立学校は都道府県知事）に報告。必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う。
- ・ 学校の設置者及び学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者のいじめの事実関係を明らかにしたいという切実な思いを理解し、対応にあたる。
- ・ 重大事態であるにもかかわらず、認定しなかったり、報告や調査を怠っていたりした場合は、学校としての姿勢が問われることになる。また、法に基づいた対応を行っていないとして、学校や学校の設置者に対する責任が生じる（重層的責任構造）。そのため、日頃から「重大事態」について、教職員間で正しく共通理解を図っておくことが重要である。
- ・ その他、重大事態の取り扱いについては、文科省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の内容を周知・徹底し、共通理解を図っておくことも大切である。

「いじめ防止対策推進法」の規定により、当該重大事態の対処に係る責任は、学校のみならず、所管の教育委員会や地方公共団体の長にまで及ぶことを踏まえ、学校の管理職は、迅速かつ正確に、事態発生の経緯を教育委員会に報告をする必要があります。

調査は、いじめの事実を知りたいという被害の子ども・保護者の切実な思いを理解し対応するとともに、同じことが繰り返されないよう同種の事態の発生防止に資するため、速やかに行うものとします。

報告と調査



(4) いじめの未然防止

魅力のある学級・学校づくり

○ 自己指導能力の育成と生徒指導の三機能

いじめの未然防止の取組を充実させるためには、開発的な生徒指導を推進し、すべての子どもに自己指導能力を育み、結果としていじめが生じにくい・いじめを許さない学校づくりを進めることが大切です。

自己指導能力とは、「自分で判断し、実行し、その言動に責任をもつことができる力」のことを言います。

つまり、自分勝手に行動することではなく、他の人のためにもなり、自分のためにもなるという行動をすることです。それを子どもが、日常生活の中で経験を積み重ねることが大切です。

また、教育活動の様々な場面で、すべての子どもを対象に、生徒指導の働きかけという自覚のもとに意図的、計画的にそのような場を設定することが重要になります。

自己指導能力とは？

児童生徒が、日常生活の中のそれぞれの場で、他者とのかかわり中で、課題を見出し、どのような選択が適切であるかを**自分で判断し、実行し、その言動に責任をもつ**ことができる力

つまり、**他の人のためにもなり、自分のためにもなる行動をする**力のことです。



自己指導能力を育成する三つの機能

自分で選択したり、決定したりして実行すること

自己決定
の場を与える

自分は価値ある存在であること実感すること

自己存在感
を与える

自己指導能力
の育成

ありのままに自分を語り、理解し合う人間関係

共感的人間関係
を育てる

※三つの機能を働かせながら、子どもたちを社会に向けてどう自立させていくか
キャリア教育の視点も

そのためには、子どもに「自己存在感を与える」、「共感的な人間関係を育成する」、「自己決定の場を与える」という生徒指導の三機能を働かせることが大切です。

例えば、名前と呼ばれたり、目を見て会話をしたりする行為（自己存在感）と、その逆の行為では子どもの感じ方は違はずです。人と違った発言でも否定されない学級（共感的人間関係）と、それに対して馬鹿にした発言や否定的な評価が行われる学級。自分が決めたことを実行する経験を繰り返した子ども

も（自己決定）と、教員に決められたことを決められたとおりにやる経験を繰り返した子ども。こう考えれば、この三機能は教育のあらゆる場面に働いていることやその大切さに気付かされます。言い換えれば、「生徒指導の三機能を働かせる」とは、すべての子どもに『活躍の場』を与えることです。

また、生徒指導の三機能を働かせながら、社会に向けて子どもをどう自立させていくか、子どもの興味関心や子どもが持っている可能性を、時代や状況の変化に適應できるようになるためにどう育むか、いわゆるキャリア教育の視点を、小中高を通して意識していくことも大切であるとされています。

○ いじめ防止につながる居場所づくりや絆づくり

学校教育活動全体において、子どもが安心できる、自己存在感や充実感を感じられる、そんな場所を提供できる授業づくりや集団づくりが、未然防止になります。

授業や行事の中で、どの子どもも落ち着ける場所を作り出す居場所づくりを進めることが、いじめ発生のリスクを抑えます。

いじめの未然防止

児童生徒が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる授業づくりや集団作り

居場所
づくり

学校教育活動
全体で実施する

絆づくり

主体的に取り組む共同的な活動を通して、他者から認められ、他者の役に立っているという「自己有用感」を感じ取れる場や機会をつくる

規律・学力・自己有用感

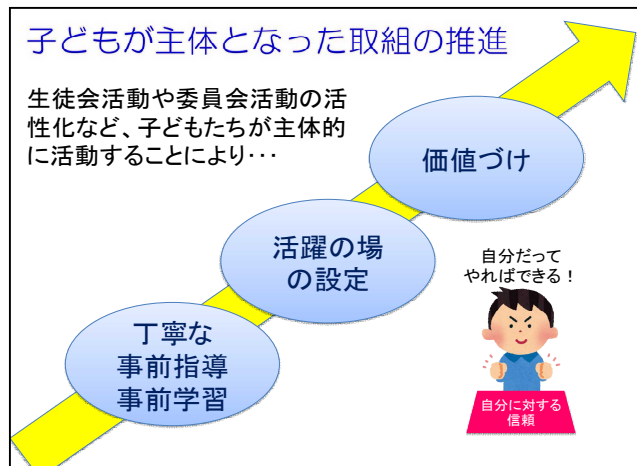
「自己有用感」を子ども全員が感じとれる“絆づくり”を進める（そのための場や機会をつくる）ことができれば、いじめに向かう子どもは減ります。学校や学級が、“居場所”となり、“絆づくりの場”となるために、教員や学校は自らの授業や行事の在り方を見直し、左図に示していることを具体化していくことが大切です。「おれ、なんちゃできんし」という子どもは、もしかしたら、この環境が整っていないのかもしれない。

○ 子どもが主体となった取組の推進

すべての子どもに『活躍の場』を与えるためには、子どものエネルギーを活用することがポイントとなります。活躍の場は、授業をはじめとする、すべての教育活動で必要です。その活躍の場で、子どもが成功体験を積めるようにするには、事前の指導や学習（目標や取り組むこと、できること、見通し、やることの意義、ねらい）が不可欠です。そして、しっかりと価値付けることで、自分に対する信頼を高めていくことができます。価値付ける際には結果のみでなく、そのプロセスをしっかり認めていくことが大切です。自分に対する信頼が高まれば、次への意欲につながり、好循環を生み出していきます。

子どもが主体となった取組の推進

生徒会活動や委員会活動の活性化など、子どもたちが主体的に活動することにより…

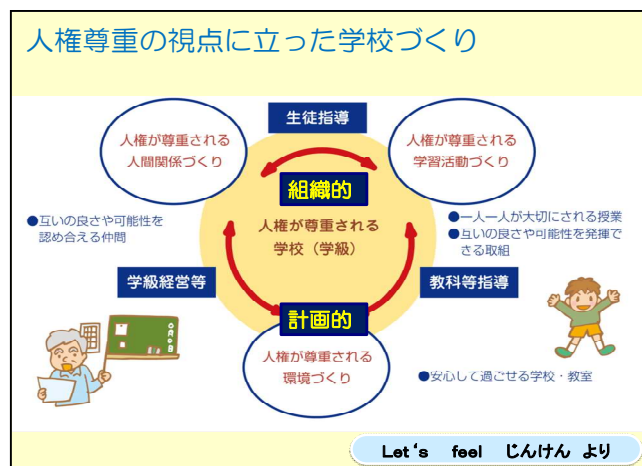


○ 人権尊重の視点に立った学級づくり

いじめの未然防止のためには、人権尊重の視点に立った学校づくりが大切です。一人の教員が人権を尊重した対応をしても、他の教員が、子どもをないがしろにするようなことがあれば、子どもの人権感覚の向上や安心して過ごす環境にはつながりません。

授業の時だけ、「人を大切にしましょう」と言いながら、別の場面で、決めつけと偏見で子どもを扱ったり、生徒指導時や学級経営で一人の子どもを不愉快にさせたりしてしまえば、人権感覚は高まりません。

人権尊重の視点に立った学校づくり



○ 子どもへの声かけのポイント

<存在承認>

- ・見る
- ・挨拶
- ・肯定的な思いを伝える
- ・強みを言う
- ・名前を呼ぶ
- ・いいところを伝える

<行為承認>

- ・事実を伝える
- ・励ます
- ・感謝を伝える

<結果承認>

- ・ほめる
- ・賞を与える

左のように、子どもの存在を認める行為・言葉が子どもの人権を尊重した対応につながります。

ほめる？ 承認する？（稲垣友仁「コーティングの3つのスキルを学ぶ承認」児童心理6月臨時増刊 金子書房2010より）

○ いじめに関する研修の実施

すべての教職員が「いじめ」の定義をはじめとした「いじめ防止対策推進法」の趣旨や、「学校いじめ防止基本方針」の内容等を十分に理解することが不可欠です。そのために、いじめに対する個々の教職員の認知力・対応力の向上や学校としての組織的な対応を図るための校内研修を実施することが重要です。また、いじめの態様に応じた適切な対処ができるようスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用した教職員のカウンセリング能力等の向上に向けた校内研修を行うことも有効です。本プログラムを活用して教職員の対応力の向上を図るようにしていきましょう。

○ PDCAサイクルによる「学校いじめ防止基本方針」のチェックと改善

「学校いじめ防止基本方針」が自校の実情に応じて適切に機能しているか、実効性のある内容になっているかを学校いじめ対策組織等を中心に点検し、必要に応じて見直すというPDCAサイクルを行うことが重要です。下記は検証する項目例です。参考にしてください。また、年度末には学校独自での自己評価、保護者による評価、外部評価などの調査による検証、改善も重要です。次年度の「学校いじめ基本方針」に反映させてください。

《検証する項目例》 ・未然防止や早期発見等に関する取組について
・基本方針や年間計画について
・いじめの疑いに係る情報があったときの指導や支援の体制・取組方針について
・いじめの対処がうまくいかなかったケースについて
・校内研修等の企画、立案、実施などについて など

○ 子どもによるいじめをなくす主体的な取組

児童会・生徒会など、子どもによる主体的な取組は、自己有用感が得られる「絆づくり」が高まる大きな活動の一つです。いじめはどの子どもにも起こり得るという事実を踏まえ、すべての子どもを対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、子どもが自主的にいじめ問題について考え、議論すること等のいじめ防止等に向けた取組の活動を進めましょう。具体的には、「第3章いじめ予防等の学習プログラム 3 児童会・生徒会を通じた取組」に記載していますので、活用してください。

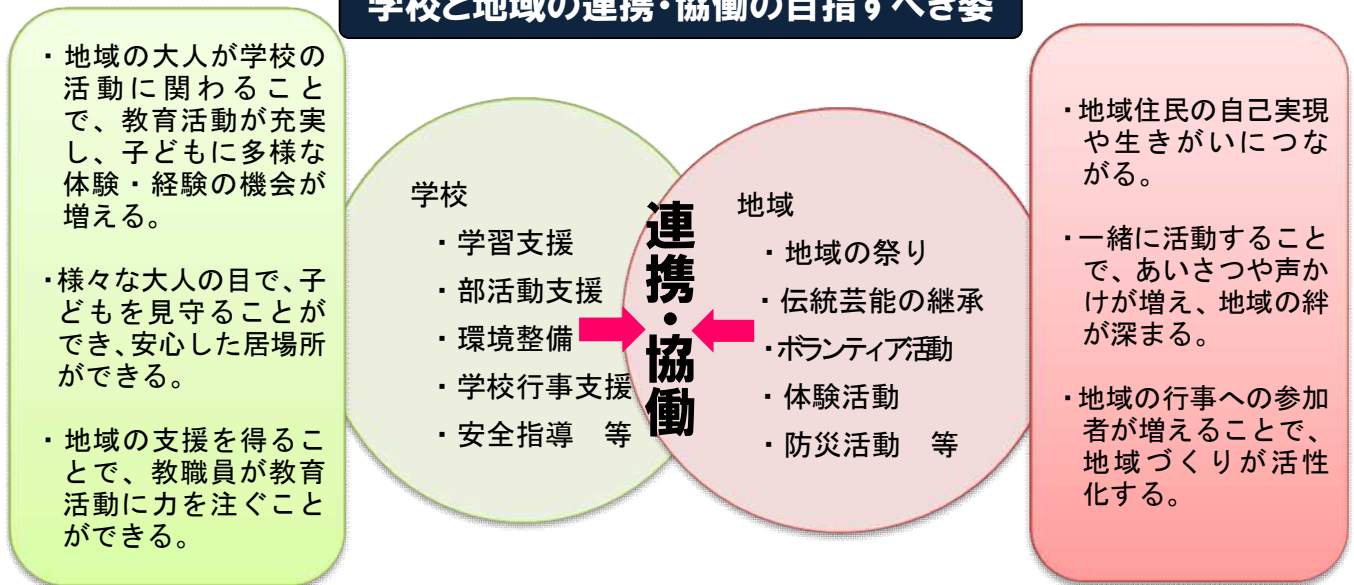
○ 学校、家庭、地域の連携

社会全体で子どもを見守り、いじめをなくすために学校と家庭、地域が連携して取り組むことは、次ページの図のように子どもにとって居場所がある安心した環境で生活ができることになり、地域にとっても地域や子どもとの関わりが増え、やりがいや地域の活性化につながります。そのためには、学校と地域が連携して取り組んでいる学校運営協議会（コミュニティ・スクール）や地域学校協働本部、開かれた学校づくり推進委員会等を活用して、一緒に活動できる内容について考えたり、いじめ問題について協議して、学校、家庭、地域が連携した取組を推進したりすることが有効です。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築していきましょう。

具体的には「第2章 地域用研修プログラム」や「第3章 いじめ予防等の学習プログラム 4 地域との連携を通じた取組」を活用してください。

学校と地域の連携・協働の目指すべき姿



○ 関係機関の連携

いじめ問題への対応においては、例えば、いじめる子どもに対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、あまり改善が見られない場合などには、学校の設置者及び学校と関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が有効です。そのために、普段から関係機関の担当者の連絡先の把握や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておくことが必要です。

例えば、教育相談の実施に当たり、必要に応じて医療等の専門機関との連携を図ったり、心の教育センター、少年サポートセンター、警察署、児童相談所、高知地方法務局等、学校以外の相談窓口についても子どもや保護者へ周知したりするなど、学校の設置者及び学校が、関係機関と連携して取り組むことも重要です。

○ いじめ防止等の取組を年間計画に位置付けて実施

学校いじめ防止基本方針に基づく取組を実施するために、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止等に資する多様な取組が体系的、計画的に行われるよう包括的な取組の方針を定め、その具体的な指導内容のプログラム化を図ることが重要です。そのため、いじめ対策組織の運営、校内研修・アンケート・個人面談などの内容や担当、実施時期、PDCAサイクルによる検証など、いじめ防止等の取組を年間計画に位置付けて実施することにより、いじめを生まない、許さない学校づくりを効果的に推進できることとなります。

最後に

「いじめはどの学校にも、どの子どもにも起こり得る」という状況において、いじめが起きたことだけで学校や教職員の指導力が問われるものではありません。大切なのは、いじめに向き合う教職員の姿勢と実効性のある対応、いじめ問題を通じて子どもたちに人としてのあり方等について学ばせること、そして子どもの将来につながる指導をすることであると考えます。

そのため、学校では、教職員間で相談・協力できる風通しのよい環境を整え、子ども一人一人と向き合う時間を確保し、年間を通じた取組の計画、実践を進めていきましょう。また、いじめ防止等の取組の重要性を保護者や地域と共有して、県民総ぐるみでいじめのない笑顔あふれる「高知家」にしていきましょう。